

## 【防災訓練マニュアル I】

# 豪雨災害編

## 平成〇〇年度 〇〇自主防災会防災訓練実施計画書（例）

主催 〇〇自主防災会

- 1 訓練日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（曜日） 〇〇時から〇〇時まで
- 2 場 所 〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇運動公園  
雨天時 〇〇小学校体育館
- 3 訓練参加者 自主防災会役員及び地域住民
- 4 訓練参加機関 日本赤十字社鹿児島支部・〇〇消防署〇〇分遣隊  
消防団〇〇分団

### 5 訓練の目的

自然災害（地震、風水害、火災等）の発生に備え、自分の安全は自分で守る「自助」を災害対応の基本とし、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」という、隣保共同の精神と連帯感に基づき、自主防災会が機能し、迅速・的確な行動がとれるよう、また、地域住民の防災意識の高揚を図るため防災訓練を実施する。

### 6 災害の想定

鹿児島市は局地的に時間雨量80mmを超える集中豪雨に襲われ、がけ崩れや河川のはん濫等による災害の発生が予想されている。現在、〇〇地区においても、雨が降り続いており、今後も相当量の降雨が予想されていることから、地域住民は安全な避難経路を通して早期避難する必要がある。

### 7 訓練の内容

#### （1）自主防災会災害対策本部設置訓練

自主防災会役員は連絡を取り合って避難所に参集し、自主防災会災害対策本部を設置する。本部長は自主防災会の組織編成を行い、各班長に必要な指示を行うなどの初動訓練を行う。

#### （2）情報収集伝達訓練

自主防災会の情報班が、市や防災関係機関からの情報を住民に知らせる訓練及び地域の被災状況や避難生活の情報を本部長や市に報告する訓練を行う。

#### （3）避難訓練

地域の特性を考慮して避難経路を選定するなど、安全に避難するための訓練を行う。

- (4) 炊き出し訓練  
地域住民で協力して非常食を作成する訓練を行う。
- (5) 救急訓練  
消防職員等の指導により、応急手当法、心肺蘇生法、AED取扱い要領及び応急担架作成方法を習得する訓練等を行う。
- (6) 防災資機材の紹介及び説明等の訓練
  - ア 自主防災会に備えてある防災資機材の紹介・説明
  - イ 消防職員の指導で、土のうの作成及びロープ結索訓練を行う。

## 8 訓練の日程

- 8時30分 自主防災会災害対策本部設置
- 8時40分 情報収集伝達訓練開始
- 9時00分 住民の避難訓練開始  
( 自宅 ⇒ 一時避難場所 )  
  
炊き出し訓練開始
- 9時30分 避難完了報告 ～ 避難誘導班長が本部長へ報告
- 9時45分 開会式
- 10時00分 救急訓練
- 11時00分 防災資機材の紹介及び取扱い等の訓練
- 11時30分 閉会式

## 9 訓練当日までに準備するもの

- ア 会場設営（テント張り）・用具等点検は、訓練前日16時00分から実施
- イ 放送設備・机・椅子等の設営や炊き出し訓練の準備は、訓練当日8時00分から実施

### 防災訓練日程表（例）

訓練日 平成〇〇年〇〇月〇〇日（曜日）

訓練場所 〇〇運動公園

主 催 〇〇自主防災会

時間	実施項目	実施内容
8 : 3 0 ～ 9 : 0 0	自主防災会対策本部 設置訓練	自主防災会の班編成及び初動活動
8 : 4 0 ～ 9 : 4 5	情報収集伝達訓練	情報班の情報収集伝達訓練
9 : 0 0 ～ 9 : 3 0	住民の避難訓練	情報班の広報及び避難誘導班の指示により地域ぐるみで避難所（訓練場）へ避難
9 : 0 0 ～ 1 1 : 3 0	炊き出し訓練	炊き上がりに時間を要するため炊き出し班は9 : 0 0開始
9 : 3 0 ～ 9 : 4 5	本部長へ避難完了報告	避難誘導班長が本部長へ報告
9 : 4 5 ～ 1 0 : 0 0	開会式	訓練開始宣言 挨拶等
1 0 : 0 0 ～ 1 1 : 0 0	救急訓練	応急手当法、心肺蘇生法、A E D取扱い、応急担架作成訓練
1 1 : 0 0 ～ 1 1 : 3 0	防災資機材の紹介及び 取扱い訓練	土のう作成及びロープ結索等水防資機材の取扱い訓練
1 1 : 3 0 ～ 1 1 : 4 0	閉会式	訓練の講評 訓練終了宣言
1 1 : 4 0 ～ 1 2 : 0 0	後片付け	
炊き出し訓練で作成した非常食は、訓練終了後、参加者へ配付する。		

## 平成〇〇年度 〇〇自主防災会防災訓練実施要領(例)

主催 〇〇自主防災会

1 訓練日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（曜日） 〇〇時から〇〇時まで

2 場 所 〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇小学校体育館  
雨天時 〇〇自治公民館

## 3 自主防災会災害対策本部設置訓練

集中豪雨により、がけ崩れや〇〇川のはん濫等による災害の発生が予想されていることから、自主防災会役員は連絡を取り合い、8時30分までに避難所に参集し、自主防災会災害対策本部を設置する。

本部長は自主防災会の組織編成を行い、各班長に次の要領で指示を行う。

## (1) 情報班長への指示要領

ア 「直ちに情報班を編成し、避難誘導班と協力して地区ごとに回り、避難の指示と避難所について住民に周知してください。また、情報収集を行い被災状況を本部へ報告してください。なお、救助事案等の緊急連絡は、直ちに119番通報をお願いします。」

(時間に余裕があるときは実際に119番し、事前に作成した模擬情報を通報する訓練を行う。)

《注意》 事前に最寄りの消防分遣隊に訓練通報を行う旨の連絡が必要

イ 「市や防災関係機関、テレビ、ラジオ等から情報収集を行い、得た情報を住民に伝達してください。」

## (2) 避難誘導班長への指示要領

「避難誘導班を編成し、避難情報が発令されていることを情報班と協力して地区ごとに回り、避難の指示と避難所について住民に周知してください。また、各地区ごとに誘導班員を配置し、消防団の協力を得て、避難所まで誘導してください。避難所に到着したら全員の無事を確認し、本部に避難の完了を報告してください。」

## (3) 総務班長への指示要領

「避難者名簿及び被災記録簿を作成し、時系列で記録してください。」

《参考》 事前に避難者名簿や被災記録簿を準備しておきましょう。

#### 4 情報収集伝達訓練

市や防災関係機関からの情報や指示事項、テレビ、ラジオから得た情報を迅速且つ正確に住民に伝達する訓練及び被災状況を市や防災関係機関へ通報する訓練を行う。

- (1) 市や防災関係機関からの情報や指示事項、テレビ、ラジオ等から得た情報を住民に伝達する訓練について
  - ア 本部長は、事前に作成した模擬情報を情報班長に紙記載で手渡す。
  - イ 情報班長は、情報班員の地区分担を行った後、情報班員に模擬情報を示し、住民への伝達を指示する。
  - ウ 情報班員は、情報をわかりやすい伝達文にして伝達する。
  - エ 情報班員は、情報をハンドマイク等で住民に伝達するが、伝達文を掲示板にも掲示する。
  - オ 消防団消防車のサイレンや半鐘で避難を伝達する。
- (2) 被災状況を市や防災関係機関へ通報する訓練について
  - ア 本部長は、情報班長に被災状況を収集するように指示する。
  - イ 情報班長は、情報班員に被災状況収集の指示を出す。
  - ウ 情報班員は、被災状況を現場で収集する。
  - エ 情報班員は、収集した情報（事前に作成した模擬情報）を情報班長に伝達する。
  - オ 情報班長は、情報を記録整理して市に報告する。

《参考》 鹿児島市地域防災計画において、「町内会長及び自主防災組織会長等は、その地域の被害状況、避難状況等を収集したときは、逐次最寄りの避難所班長（市職員）に通報するものとする」と定めています。

#### 5 避難訓練

避難訓練については、情報班とともに避難誘導員が本部からの指示を受けて、ハンドマイク等で避難の指示と地区ごとの一時避難場所を伝えて回るので、住民は隣近所で声を掛け合い、助け合って一時避難場所まで避難する。

- (1) 避難は原則徒歩とする。
- (2) 一時避難場所は、〇〇公民館とする。
- (3) 一時避難場所では、避難誘導員が人員の点呼、携行品などを点検する。
- (4) 避難に際しては、避難誘導員が本部に連絡を取り、避難所の受け入れ準備ができたことを確認後、避難誘導員が参加者の前後に立ち、消防団員等の協力を得て避難所まで誘導する。
- (5) 避難行動要支援者について支援者を定め、車椅子等での避難支援を行う。

- (6) 避難誘導員は、ラジオ付きライト、ハンドマイク、誘導灯等を携行し、高齢者や子どもを列の中心に配置して誘導する。また、避難者は、非常持出袋を携行し、避難誘導ロープを握って避難集団からはぐれないようにする。

《参考》 避難訓練の事前に、避難経路について防災点検を行い、複数の避難経路を検討しておくにより効果的です。

### 《避難時の心得》

- ア 避難時には火気の点検を行い、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切断し、避難に適した動きやすい服装（長袖、長ズボン、紐靴等の着装）で、隣近所助け合いながら一緒に避難する。
- イ 班長など、地域住民の名簿を持っている役員は、非常持ち出し袋等に入れて避難する。（避難所での避難者名簿作成に役立つ。）
- ウ 避難経路の選定は、がけ崩れ、ブロック塀の倒壊、川べり、蓋のない側溝など危険個所を避けるとともに、安全な経路を複数設定し、不測の状況に対応できるようにしておくことが重要である。また、夜間を想定して、照明等が設置されている経路を選択することが望ましい。
- エ 車での避難は特別な場合を除き控える。（自動車は浸水や道路の不通で動けなくなる場合があります、緊急車両の通行の妨げになります。）
- オ 大雨によりマンホールのふたが外れる場合があります。マンホールや側溝に注意しましょう。
- カ 河川が近くにある場合には、河川と反対側に避難する必要があります。水位が上昇している時に橋を渡るのは危険です。

《参考》 避難については、「水深50センチまでは避難できる」とか「早期避難が大切」などと言われますが、それは一つの目安であって絶対の法則ではありません。水深が浅くても水の流れが速く激しければ足を取られて流される危険があります。周囲の状況、刻々と変化する危機的状況の推移によって臨機応変に判断しましょう。

## 6 炊き出し訓練

炊き出し訓練の設営等は、8時00分から開始する。

- (1) 炊き出し用品（資機材、材料等）は事前に準備しておく。
- (2) 作成数 ○○食
- (3) 炊き出し訓練要員は、下記のとおり、各班から割り当てる。

町内会班名	割り当て人員	備考（役割など）
○○町内会 第1班	3名	
○○町内会 第2班	3名	
○○町内会 第3班	3名	
○○町内会 第4班	3名	
○○町内会 第5班	3名	

## 7 救急訓練

救急訓練については、○○消防署○○分遣隊の指導により実施する。

- (1) 心肺蘇生法とAED取扱い訓練（人形とAEDは消防署から借用）
- (2) 止血法と骨折時の応急手当法（副子等による固定）
- (3) 応急担架の作成訓練
  - ア 毛布による応急担架
  - イ 毛布と竹竿を使った応急担架
  - ウ 竹竿とロープを使った応急担架
  - エ 竹竿と洋服を使った応急担架と担架収容
  - オ 椅子等を使った搬送法
  - カ 徒手による搬送法

《注意》 応急担架の資材は自主防災会で準備しましょう。

## 8 防災資機材の紹介・取扱い訓練

- (1) 自主防災会が備えている防災資機材の紹介・説明
- (2) 土のう作成及びロープ結索法（消防署員の指導により実施する。）

## 9 訓練場の配置図添付（省略）